

学校保健安全法施行規則第 19 条の規定に準拠する感染症等の発症時における対応

本学生が以下の感染症に罹った場合、所定の基準に従い授業や試験への出席を停止いたしますが、これは通常の欠席とは異なる扱いとなりますので、その際は、証明する書類（診断書等）を用意してください。

感染症の種類と発症後の出席停止期間の基準

1 第一種感染症

種類および出席停止期間

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ
⇒治癒するまで

2 第二種感染症

種類および出席停止期間（ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りでない）

- ① インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
⇒発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
- ② 百日咳
⇒特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③ 麻疹
⇒解熱後 3 日を経過するまで
- ④ 流行性耳下腺炎
⇒耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ⑤ 風しん
⇒発しんが消失するまで
- ⑥ 水痘・帯状疱疹
⇒原則として、すべての発しんが痂皮化するまで、ただし、医師の所見により判断する
- ⑦ 咽頭結膜熱
⇒主要症状が消退後 2 日を経過するまで
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）
⇒発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
- ⑨ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎
⇒病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

3 第三種感染症

種類および出席停止期間

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
⇒病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 上記については、学校保健安全法施行規則一部改正のため、令和 5 年 5 月 8 日より施行する内容となっている。